



## マイナンバー（個人番号）カードは受取りましたか？

通知書（はがき）にてカード受取りのご案内をしておりますが、通知から6ヶ月以上経過しても受取りに来られない方がいらっしゃいます。お忘れではありませんか？

◎身体的理由により役場に来ることができない方や、仕事の都合で役場の開庁時間内に来られない等の事情がある方は、下記までご相談ください。

◎必要なくなった場合……「申請取消申出書」の提出が必要です。

必ずご本人（15歳未満の者または成年被後見人にはその法定代理人が同行してください。）が次の書類等を持参のうえ、戸籍住民係の窓口にお越しください。

### 受取りの際に必ず持参いただくもの

- ①通知書（郵送されたはがき）
- ②通知カード
- ③住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ④印鑑
- ⑤本人確認書類…運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなど、いずれか1点  
上記がない場合は、健康保険証、介護保険証、年金手帳、社員証、学生証、  
預金通帳、医療受給者証など2点以上



通知書（はがき）、通知カード等を紛失してしまった場合には、下記までご連絡ください。

◆問合せ 町民福祉課 戸籍住民グループ ☎21-2120

## 「児童手当の現況届」忘れていませんか？

「児童手当の現況届」は、年に1回、児童手当を受給しているすべての方に提出していただく必要のある届けです。受給者の方には、必要な書類を6月初旬に発送し6月30日までに提出いただくようご案内しておりますが、まだ提出されていない方は、至急提出をお願いします。

現況届の提出がない場合は、6月以降の児童手当が支給できませんので、忘れずに提出してください。

## 「児童扶養手当の現況届」の提出について

「児童扶養手当の現況届」は、年に1回、児童扶養手当を受給しているすべての方に提出していただき、前年の所得状況や8月1日現在の養育状況等を確認し、受給資格を再審査するための届けです。

受給者の方には、必要な書類を8月初旬に送付いたしますので、期限までに提出してください。

現況届の提出がない場合は、8月以降の児童扶養手当が支給できませんので、忘れずに提出してください。

**提出期限：8月31日（水）**



◆問合せ 町民福祉課 児童福祉グループ ☎21-2120

## ひとり親家庭支援セミナー等のお知らせ

ひとり親のお母さん、お父さんを支援するために無料法律相談やセミナーが行われます。生活や就業・債務の相談や、ひとり親支援の制度について、この機会に気軽にご相談ください。

①女性弁護士等による『無料法律・巡回相談』（※事前申込みが必要です）

◆日時 8月20日（土）午前10時～午後3時 ※なお、弁護士は午後のみ対応となります。

②「こんな制度知らなかった！」～知って賢く制度を利用しましょう～

◆日時 8月20日（土）午後1時～午後3時

◆場所 ①・②とも、福祉センター（富沢町5丁目13番地）

なお、託児所（事前申込み必要）もありますので、お子様連れでも安心してお越しください。

◆申込み・問合せ （社福）北海道母子寡婦福祉連合会 母子家庭等就業・自立センター

☎0143-83-7047（担当：佐々木・藤村）